

令和6年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合、直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全19頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全6頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
- ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。
試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和6年論文式租税法

(租税法)

(満点 100点) { 第2問とあわせ
時間 2時間 }

第1問 (40点)

問題1 次の事案について、以下の **問1** ~ **問4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社は、機械部品の製造を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。資本金の額は10億円である。A社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、令和5年4月1日に開始する事業年度を、令和5事業年度というように表記する。A社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A社の令和5課税期間に係る基準期間の課税売上高は30億円を超えている。

A社は、新製品の開発や広告宣伝の効果により、新規の取引先が増加し、顧客対応や広告宣伝等に関する事務処理が増加したことから、令和5年5月、新規に使用人を募集した。同月、A社は、新たに採用したP(居住者である個人)と雇用契約を結び、同年6月から毎月の末日、当該雇用契約に基づき定額の給与を使用人となったPに支払った(事実①)。

令和5年9月中旬、A社において、本社の事務室や役員室等の改装工事が行われた。当該工事を請け負った内装工事を業とするQ(居住者である個人)は、役員室に置いてあった高名な彫刻家が制作した彫刻を過失で倒してしまった。当該彫刻は全壊して無価値となったことから、A社は、当該彫刻を廃棄した。当該彫刻は、A社が同月上旬に、800万円で備品として購入したものであった。Qがすぐに陳謝したことやQの内装工事に係る技量等を考慮し、A社の代表取締役R(居住者である個人)は、当該彫刻の購入代金に相当する損害賠償金(800万円)を支払うことを条件に、当該工事に係る契約を継続することを提示した。Qは当該提示を承諾した。同月下旬、Qは、知人からの借入等により800万円をA社に支払った(事実②)。

令和5年11月、Qは、知人への返済資金や事業上の運転資金を捻出するため、Qが保有する絵画をS(居住者である個人)に時価である3,000万円で売却した。Qは、当該絵画を平成25年10月にQの父であるT(居住者である個人)から贈与によって取得した。その時点での当該絵画の時価は1,000万円であった。Tは、平成20年8月に当該絵画を450万円で取得した。なお、上記の売却及び贈与に要した費用の額は無いものとする(事実③)。

A社は、令和2事業年度の法人税について法定申告期限及び法定納期限までに申告及び納付したが、所轄税務署長から更正処分等を受けたため、その取消しを求めて訴訟等で争っていたところ、令和5年12月、取消判決が確定したことにより、同月、当該取消しがされた部分に係る金員(法人税、過少申告加算税及び還付加算金)を受領した。また、同月、令和2事業年度に納付し、同事業年度におけるA社の所得の金額の計算上、損金の額に算入した固定資産税の一部につき過誤納金であるとして還付を受け、それに係る還付加算金を受領した(事実④)。

令和6年論文式租税法

問 1 事実①に関して、PがA社に対し、使用人として提供した役務については、A社において、消費税法上、どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実②に関して、全壊した彫刻の廃棄及び損害賠償金の受取は、A社において、法人税法上、それぞれどのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 3 事実③のQによる絵画の売却に関して、Qの譲渡所得の金額はいくらか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実④に関して、A社が受領した各還付金及び各還付加算金は、A社において、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

令和6年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

A社は、精密部品の加工等を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。B社は、金型の加工等を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社は、B社の発行済株式の全てを保有している。資本金の額は、A社が5,000万円、B社が3,000万円である。A社及びB社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としており、設立以来、所轄税務署長の承認を受けて青色申告書を提出している。以下では、令和5年4月1日に開始する事業年度を、令和5事業年度というように表記する。また、A社及びB社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A社及びB社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A社の令和5課税期間に係る基準期間の課税売上高は15億円を超えており、B社の令和5課税期間に係る基準期間の課税売上高は10億円を超えている。

A社は、平成30事業年度以降、厳しい経営状況であった。A社の代表取締役P(居住者である個人)は、A社の経営を再建するため、令和2年4月、Q(居住者である個人)を取締役として招いた。Qの主導による品質改善の取組等により、A社の加工技術が飛躍的に向上し、A社の主力商品の一つである医療器具用の部品に係る売上が大きく増加した。A社は、平成30事業年度から令和3事業年度までは每期欠損金が生じる状況であったが、Qの貢献により、令和4事業年度によりやく黒字となった。なお、同社における欠損金額を考慮する前の同事業年度の所得の金額は2,000万円であった。また、同社には、令和3事業年度までに損金算入がなされず未処理であった欠損金額1,200万円があった。

上記のようにA社の収益が向上し、経営の安定化が見込まれるようになったことから、令和5年6月末、QはA社を退職した。Qの退職時、A社は、同社の役員等の退職手当等の支給規程に基づき、役員等勤続年数に対応する退職手当として900万円をQに支払った。なお、Qに支払われた退職手当は業績連動給与に該当しないものであり、また、当該退職手当の全額(900万円)は不相当に高額な金額ではなかった。同年7月以降、Qは、A社との関係を一切有していない。

A社は、業績が芳しくないB社の経営を立て直すため、支援策の検討を開始した。支援策として、令和5年10月上旬、A社は、B社との間で、機械装置(時価1億円)を7,000万円(税抜)で売却する契約を締結した。同月下旬、当該契約に基づき、A社は保有する機械装置をB社に移転し、B社は契約代金をA社に支払った。

令和6年論文式租税法

問い 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

- ① A社において、令和4事業年度の所得の金額の計算上、前事業年度までに損金算入がなされず未処理であった欠損金額1,200万円のうち600万円は、損金の額に算入される。
- ② A社がQに支払った退職手当の全額は、A社において、令和5事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。
- ③ QがA社から受領した退職手当について、Qの退職所得の金額は、当該退職手当の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となる。
- ④ A社からB社への機械装置の譲渡に関して、譲渡時の対価の額(7,000万円)と譲渡時の時価(1億円)との差額の金額は、B社において、令和5事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されない。
- ⑤ A社からB社への機械装置の譲渡に関して、A社において、消費税法上の課税標準は、譲渡時の時価の1億円である。

令和6年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) { 第1問とあわせ }

{ 時 間 2時間 }

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的注意事項

1. 問題文に記載のない事項は考慮しなくてよい。
2. 計算上生じた1円未満の端数は切り捨てなさい。
3. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

普通法人である甲株式会社(以下「当社」という。)の当期(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)における法人税に関して、以下の[資料] 1. ～ 9. に基づき、次の[問] 1. ～ 4. に答えなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[問]

1. 当社が法人税法第67条第1項に規定する特定同族会社に該当するか否かの判定に際して用いる割合を答案用紙に示す分数で答えなさい。
2. 当社の所得金額の計算に際し、申告調整すべき金額を答案用紙の指示に従い答えなさい。加算すべき金額と減算すべき金額の解答に当たり、行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。
3. 当社の法人税額の計算に関して、[資料] 3. ①及び②の金額を答えなさい。
4. 当社の利益積立金額及び資本金等の額の計算に関して、[資料] 4. ①及び②の金額を答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。

令和6年論文式租税法

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、精密機械製造業を営む非上場会社(取締役会設置会社)である。
- (2) 当社は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜きの金額である。
- (3) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税である。また、事業税等には特別法人事業税が含まれている。
- (4) 問題文中の源泉所得税等は、所得税及び復興特別所得税である。
- (5) 前期以前の税務申告について、申告調整は適法に行われている。
- (6) [資料] 3. 及び 4. において「***」と表記してある部分は、金額の記載を省略している。

2. 当社の株主構成

氏名又は名称 及び親族関係等	役職名等	持株数(注1)(注3)			
		期首	当期増加	当期減少	期末
A 株式会社(注2)	—	30,000 株	—	10,000 株	20,000 株
B	代表取締役社長	15,000 株	—	—	15,000 株
C(Bの父)	会長	9,000 株	—	—	9,000 株
D(Bの子)	経理課長	7,000 株	—	—	7,000 株
E	専務取締役	16,000 株	—	—	16,000 株
F(Eの子)	取締役総務部長	9,000 株	—	—	9,000 株
G	非常勤取締役	4,000 株	—	—	4,000 株
自己株式	—	10,000 株	10,000 株	—	20,000 株
発行済株式総数		100,000 株	10,000 株	10,000 株	100,000 株

(注1) 当社の発行済株式は全て普通株式であり、かつ、株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するとする定款の定めがある。

(注2) A 株式会社は、法人税法第 67 条第 2 項に定める被支配会社に該当しない。

(注3) 令和 6 年 1 月 31 日に、A 株式会社から当社の発行する株式 10,000 株を 1 株 7,000 円で取得した。

令和6年論文式租税法

3. 当期の法人税額の計算(別表一)の抜粋

(単位：円)

所得金額	234, 107, 000		
所得金額のうち中小法人等の 年 800 万円相当額以下の金額 (1, 000 円未満切捨て)	***	左の 15 % 相当額	***
その他の所得金額 (1, 000 円未満切捨て)	***	左の 23.2 % 相当額	***
法人税額			①
控除した源泉所得税等の額			***
差引所得に対する法人税額(100 円未満切捨て)			***
中間申告分の法人税額			17, 614, 400
差引確定法人税額			②

4. 当期の利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

(1) 利益積立金額の計算に関する明細書(別表五(一))の抜粋(△はマイナスを意味する。)

(単位：円)

区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
N 社株式	50, 000, 000			***
役員賞与引当金	6, 600, 000			***
繰延税金資産	△ 137, 510, 000		(省略)	①
自己株式	△ 10, 000, 000			***
差引合計額	***			***

(2) 資本金等の額の計算に関する明細書(別表五(一))の抜粋(△はマイナスを意味する。)

(単位：円)

区 分	期首現在 資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	500, 000, 000			500, 000, 000
自己株式	△ 50, 000, 000		(省略)	②
差引合計額	450, 000, 000			***

(注)資本金等の額の当期の増減は、自己株式の取得に係るもののみである。

令和6年論文式租税法

5. 租税公課に関する事項

(1) 当期の未収還付法人税等、仮払税金及び未払法人税等の増減及び残高は次のとおりである。

勘定科目	当期首残高	当期増加	当期減少	当期末残高
未収還付法人税等	28,405,900円	0円	28,405,900円	0円
仮払税金	0円	30,018,510円	30,018,510円	0円
未払法人税等	265,000円	85,900,000円	30,283,510円	55,881,490円

(2) 当期に前期分の確定申告に基づく28,405,900円の還付があった。その内訳は次のとおりであり、以下の会計処理を行った。

法人税及び地方法人税	25,116,500円
住民税	2,368,300円
事業税等	921,100円
合計	28,405,900円

(借方) 現金預金 28,405,900円 (貸方) 未収還付法人税等 28,405,900円

(3) 当期に前期分の確定申告税額(住民税)265,000円を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 265,000円 (貸方) 現金預金 265,000円

(4) 当期に中間申告税額29,089,400円を納付した。その内訳は次のとおりであり、以下の会計処理を行った。

法人税及び地方法人税	19,428,500円
住民税	2,096,800円
事業税等	7,564,100円
合計	29,089,400円

(借方) 仮払税金 29,089,400円 (貸方) 現金預金 29,089,400円

(5) 当期の受取配当等及び預金利子に係る源泉所得税等の会計処理については、[資料] 8. (4)のとおりである。

(6) 当期末に当期分の確定申告による納税に備えるため、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税、住民税及び事業税	74,900,000円	(貸方) 未払法人税等	85,900,000円
租税公課	11,000,000円		
未払法人税等	29,089,400円	仮払税金	29,089,400円
未払法人税等	929,110円	仮払税金	929,110円

(7) 当期末に税効果会計の適用に関して、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等調整額 530,000円 (貸方) 繰延税金資産 530,000円

令和6年論文式租税法

6. 役員及び使用人の給与に関する事項

役員及び使用人の給与の当期における支給状況は次のとおりである。

氏名	役職名等	当期に支給した金額			
		役員分		使用人分	
		給料	賞与	給料	賞与
B	代表取締役社長	18,000,000円	3,000,000円	—	—
C	会長	3,600,000円	600,000円	—	—
D	経理課長	—	—	3,600,000円	1,200,000円
E	専務取締役	14,400,000円	2,000,000円	—	—
F	取締役総務部長	6,000,000円	1,000,000円	6,000,000円	2,000,000円
G	非常勤取締役	1,800,000円	—	—	—
H	監査役	8,400,000円	—	—	—
	その他の使用人分	—	—	300,000,000円	100,000,000円
	合計	52,200,000円	6,600,000円	309,600,000円	103,200,000円

- (1) 役員分給与は不相当に高額なものはない。なお、所轄の税務署長には役員給与に関する届出書は何ら提出していない。
- (2) 役員分給料は、Gを除き、令和5年4月から令和6年3月まで毎月同額を支給したものである。Gについては、年額を毎年6月及び12月の年2回に分けて支給している。
- (3) D及びFの使用人分給料は、令和5年4月から令和6年3月まで毎月同額を支給したものである。
- (4) C及びDは、常時取締役会に出席し、経営に従事している。
- (5) Fは、職制上使用人としての地位を有し、常時使用人としての職務に従事している。なお、Fの使用人給与については、使用人分の給与として相当な金額である。
- (6) 役員分賞与については、前期末に役員賞与引当金を計上しており、令和5年6月25日の株主総会での承認後、引当金全額を取り崩し同額を支給したものであり、次の会計処理を行っている。

(借方) 役員賞与引当金 6,600,000円 (貸方) 現金預金 6,600,000円

また、令和6年6月23日に開催予定の株主総会で承認が予定されている役員賞与合計7,000,000円について、当期末に次の会計処理を行っている。

(借方) 役員報酬 7,000,000円 (貸方) 役員賞与引当金 7,000,000円

令和6年論文式租税法

7. 売上高及び売上原価に関する事項

令和6年1月31日に、I株式会社(以下「I社」という。)に対し製品J(製品原価1台当たり1,600,000円)を、1台2,800,000円で20台販売する契約を締結した。令和6年3月24日に、製品J20台をI社に納品し、I社は検収を完了し、当社は代金を全額受領した。当社とI社との契約上、I社が未使用の製品Jを30日以内に返品する場合は、全額返金に応じることとなっている。当社がI社から受け取る対価は変動対価であり、適切な予測の方法により製品Jは1台返品されると見込まれたため、次の会計処理を行った。

(借方) 現金預金	56,000,000円	(貸方) 売上高	53,200,000円
		返品負債	2,800,000円
売上原価	30,400,000円	製品	32,000,000円
返品資産	1,600,000円		

8. 受取配当等及び預金利子に関する事項

当期に受領した受取配当等及び預金利子は次のとおりである。

銘柄等	区分	上場・非上場の別	当期に受領した受取配当等又は預金利子の額	源泉所得税等の額	当社の持株割合
K社株式	剰余金の配当	非上場	800,000円	163,360円	8%
L社株式	剰余金の配当	上場	600,000円	91,890円	0.1%
M社株式	剰余金の配当	非上場	2,000,000円	408,400円	40%
N社株式	剰余金の配当	非上場	1,000,000円	204,200円	100%
O銀行預金	預金利子	—	400,000円	61,260円	—
合計			4,800,000円	929,110円	

- (1) K社株式、L社株式及びM社株式については、受取配当等の計算期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和4年4月1日以前から上記に記載の持株割合分の株式を継続して保有している。
- (2) N社株式については、受取配当等の計算期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までであり、会社設立以来上記に記載の持株割合分の株式を継続して保有していたが、令和6年3月31日に売却した。
- (3) 当期の負債に係る支払利子等の額は700,000円であった。
- (4) 当期の受取配当等及び預金利子に関して行った会計処理は次のとおりである。

(借方) 現金預金	3,870,890円	(貸方) 受取配当金	4,400,000円
仮払税金	929,110円	受取利息	400,000円

- (5) (1)及び(2)の受取配当等は令和5年9月30日までに受領している。

令和6年論式租税法

9. 株式の売却に関する事項

令和6年3月31日に、N社株式を当社グループと資本関係のないP社に60,000,000円で譲渡し、次の会計処理を行った。なお、N社は平成30年4月1日に当社が全ての株式を引き受けて100,000,000円の出資をして設立し、その後、N社の業績が悪化したことから、令和3年3月31日に、N社株式について50,000,000円の減損処理をしている。

(借方) 現金預金	60,000,000 円	(貸方) N社株式	50,000,000 円
		N社株式売却益	10,000,000 円

問題 2

株式会社乙(以下「当社」という。)は設立より資本金の額が300,000,000円である建設業を営む年1回3月末決算の非同族会社である。当期(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)において、建設資材の販売を行う株式会社丙(以下「丙」という。)との間で合併を行った。

当該合併は、合併効力発生日を令和5年10月1日として、当社を存続会社、丙を消滅会社とする吸収合併である。また、当社は丙の設立以来、丙株式の全部を保有し、当該合併は法人税法に規定する適格合併に該当する。

丙は年1回9月末決算の法人(設立より資本金の額は150,000,000円)であり、合併に係る最後の事業年度についても、当社が適法に法人税の申告書を提出している。なお、当社及び丙はいずれも設立時より青色申告書の提出の承認を受けており、いずれの期についても期限内に申告書を提出している。

以下の[資料] 1. 及び 2. に基づき、次の[問] 1. 及び 2. に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

- [資料] 1. について、当期の所得の金額の計算上、減価償却に関して、申告調整すべき金額を答えなさい。なお、加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。また、償却限度額の計算において生じた1円未満の端数は切り捨てなさい。
- [資料] 2. について、繰越欠損金の当期控除額及び翌期へ繰り越す欠損金の金額を答えなさい。

令和6年論文式租税法

[資料]

1. 減価償却資産に関する事項

- (1) 当社が、当期末に保有する減価償却資産のうち、丙から合併の際に引継ぎを受けた資産は次のとおりである。

種類	取得価額	受入価額	期末帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数	備考
P 建物	50,000,000 円	30,000,000 円	29,595,000 円	405,000 円	50 年	(注1)
Q 機械装置	12,500,000 円	7,200,000 円	6,300,000 円	900,000 円	10 年	(注2)

(注1) P 建物は、丙が平成 19 年 10 月 1 日に取得した資産であり、取得日より事業の用に供されている。なお、丙における合併直前の帳簿価額は 34,000,000 円であり、丙において繰越償却超過額は生じていない。

(注2) Q 機械装置は、丙が令和 3 年 4 月 1 日に取得した資産であり、取得日の翌日より事業の用に供されている。なお、受入価額は丙における合併直前の帳簿価額であり、丙において繰越償却超過額が 133,334 円生じている。

- (2) 当社は、P 建物、Q 機械装置の償却限度額の計算に法定耐用年数を使用している。なお、当社は、設立以来減価償却方法選定の届出を行っていない。

(3) 減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

- ① 平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日に取得された減価償却資産の定額法及び定率法の償却率等の表

耐用年数		7 年	10 年	50 年
定額法償却率		0.143	0.100	0.020
定率法	償却率	0.357	0.250	0.050
	改定償却率	0.500	0.334	0.053
	保証率	0.05496	0.04448	0.01072

- ② 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産の定率法の償却率等の表

耐用年数		7 年	10 年	50 年
償却率		0.286	0.200	0.040
改定償却率		0.334	0.250	0.042
保証率		0.08680	0.06552	0.01440

令和6年論文式租税法

2. 繰越欠損金に関する事項

(1) 当社及び丙の税務上の繰越欠損金の内訳は次のとおりである。

【当社】

期	欠損金が生じた事業年度	欠損金額
第45期	令和2年4月1日～令和3年3月31日	3,500,000円
第46期	令和3年4月1日～令和4年3月31日	5,500,000円
第47期	令和4年4月1日～令和5年3月31日	1,500,000円

【丙】

期	欠損金が生じた事業年度	欠損金額
第15期	平成28年10月1日～平成29年9月30日	3,600,000円
第16期	平成29年10月1日～平成30年9月30日	1,200,000円
第18期	令和元年10月1日～令和2年9月30日	2,400,000円
第19期	令和2年10月1日～令和3年9月30日	1,890,000円
第20期	令和3年10月1日～令和4年9月30日	800,000円

(2) 当社の欠損金控除前の所得金額は20,400,000円である。

令和6年論文式租税法

問題 3

居住者である甲(58歳)の令和5年(以下「当年」という。)分の所得税の計算について、以下の[資料]

1. ～ 7. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

1. 甲の所得について次の(1)～(4)を答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。
 - (1) 給与所得の金額
 - (2) 退職所得の金額
 - (3) 配当所得の金額
 - (4) 不動産所得の金額
2. 甲の土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額を答えなさい。
3. 甲の損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額を答えなさい。
4. 甲の所得控除について次の①～④の金額の合計額を答えなさい。
 - ①配偶者控除、②配偶者特別控除、③扶養控除、④基礎控除

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 甲の家族構成は、妻乙(54歳)、長男丙(21歳)、長女丁(17歳)及び甲の母戊(当年10月31日死亡、死亡時84歳)であり、全員同居しており、生計を一にしている。なお、年齢は戊を除き、いずれも当年12月31日現在のものである。
- (2) 甲は平成30年6月28日に、R株式会社(以下「R社」という。)の取締役就任したが、当年6月23日に任期満了により退任した。
- (3) 甲は従来から賃貸住宅経営を行っており、青色申告書を提出することについて所轄税務署長の承認を受け、一切の取引を複式簿記により記帳し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、帳簿書類等について電磁的記録により備付け及び保存を行っている。
- (4) 消費税及び地方消費税については考慮しない。
- (5) 給与、退職金、報酬・料金等、配当等で所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となるものについては、問題文中の金額は、全て所得税及び復興特別所得税の控除前の金額である。

令和6年論文式租税法

2. 甲がR社から支給を受けた役員報酬及び役員退職金に関する事項

- (1) 当年中に受け取った役員報酬は、7,200,000円である。なお、これ以外に、1か月当たり26,000円、6か月の合計156,000円の通勤手当(通勤用定期乗車券代で、1か月当たりの合理的な運賃である。)が支給されている。
- (2) 当年7月1日に役員退職金8,000,000円を受け取った。なお、甲はR社へ退職所得の受給に関する申告書を提出していない。

3. R社株式の売却に関する事項

甲は保有していたR社株式(非上場株式)1,000株について、自己株式取得の募集に応募して、当年10月31日に保有するR社株式の全株式をR社に譲渡した。譲渡の内容は次のとおりである。

- (1) R社株式の1株当たりの譲渡価額 8,000円
- (2) 甲のR社株式1,000株の取得価額 6,000,000円
- (3) R社の自己株式取得直前の1株当たりの資本金等の額 5,000円

4. 甲の賃貸住宅経営に関する事項

- (1) 甲は、甲の父が所有していた賃貸住宅(S棟とT棟の2棟及びその敷地)を、平成29年10月30日に相続により取得し、賃貸住宅経営を引き継いだ。
- (2) 甲は、令和3年6月1日に賃貸住宅U棟(土地及び建物)を取得した。
- (3) S棟は16室、T棟は18室、U棟は12室あり、当年中(S棟は11月30日まで)は全て賃貸している。
- (4) 当年の賃貸住宅経営に係る収入は27,500,000円である。
- (5) 当年の賃貸住宅経営に係る必要経費は29,200,000円である。この必要経費の金額には、U棟を取得するための借入金利息1,200,000円(土地に係る部分700,000円、建物に係る部分500,000円)が含まれている。

5. 甲の賃貸住宅の譲渡に関する事項

- (1) 賃貸住宅3棟のうちS棟を当年11月30日に譲渡した。譲渡金額は120,000,000円(土地90,000,000円、建物30,000,000円)である。
- (2) S棟の建物の譲渡直前の帳簿価額は25,000,000円である。
- (3) S棟の土地は、甲の父が昭和25年に取得したもので、甲の父の相続時の相続税評価額は60,000,000円であるが、取得価額は不明である。
- (4) S棟の譲渡に係る譲渡費用は、1,500,000円である。

令和6年論文式租税法

6. 当年中の甲の親族の状況に関する事項

- (1) 乙及び丁の収入はない。
- (2) 丙は大学生で、当年中の収入はアルバイト収入 600,000 円のみである。
- (3) 戊の当年中の収入は老齢基礎年金 700,000 円のみである。

7. 給与所得控除額(所得税法第 28 条第 3 項)は次のとおりである。

給与等の収入金額		給与所得控除額
超	以下	
—	1,800,000 円	収入金額×40%－100,000 円 (550,000 円に満たない場合は 550,000 円)
1,800,000 円	3,600,000 円	620,000 円+(収入金額－1,800,000 円)×30%
3,600,000 円	6,600,000 円	1,160,000 円+(収入金額－3,600,000 円)×20%
6,600,000 円	8,500,000 円	1,760,000 円+(収入金額－6,600,000 円)×10%
8,500,000 円	—	1,950,000 円

令和6年論文式租税法

問題 4

自動車部品の販売業を営む甲株式会社(以下「当社」という。)の当課税期間(自令和5年10月1日至令和6年9月30日)における納付すべき消費税額の計算に関して、以下の[資料] 1. ～ 6. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問] 次の金額を答えなさい。

- (1) 課税標準額に対する消費税額

解答に当たり、課税標準額の千円未満の端数は切り捨てること。

- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
(8) 貸倒れに係る税額

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本店を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、課税仕入れ等の税額については、個別対応方式により仕入税額控除を行うものとする。
- (2) 当社の適格請求書発行事業者の登録日は、令和5年10月1日である。
- (3) 当社の税額計算は、売上税額及び仕入税額ともに割戻し計算によるものとする。
- (4) 問題文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (5) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、10%(うち、国税である消費税の税率7.8%)である。ただし、軽減対象課税資産の譲渡等については、8%(うち、国税である消費税の税率6.24%、以下「軽減税率」という。)である。
- (6) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、特に説明があるものを除き、仕入税額控除の要件を満たしている。また、輸出取引等は、輸出取引であることにつき財務省令で定めるところにより証明されたものである。
- (7) 個別対応方式による仕入税額控除の計算に当たっては、問題文及び法令等で特別の指示がある場合を除き、本社部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する

令和6年論文式租税法

ものとし、営業部門の費用は課税資産の譲渡等にのみ要するものとする。

- (8) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、[資料] 2. ～ 6. までで全て網羅されている。

2. 売上高及び仕入高に関する事項

当課税期間の売上高及び仕入高は次のとおりであり、当社の取扱い商品に係る取引は全て課税資産の譲渡に該当する。

項目	金額	補足情報
売上高	5,500,000,000円	内訳は次のとおりである。 ・国内売上 4,400,000,000円 ・輸出売上高 1,100,000,000円
仕入高	3,850,000,000円	全て国内仕入である。

3. 販売費及び一般管理費に関する事項

当課税期間の販売費及び一般管理費は次のとおりである。

項目	金額	補足情報
役員給与	110,000,000円	全て本社部門の費用である。
従業員給与	187,000,000円	内訳は次のとおりである。 ・本社部門 55,000,000円(うち、通勤交通費1,100,000円) ・営業部門 132,000,000円(うち、通勤交通費3,300,000円)
接待交際費	9,320,000円	内訳は次のとおりである(全て課税仕入れ)。 ・本社部門 1,640,000円(うち、軽減税率対象のもの540,000円) ・営業部門 7,680,000円(うち、軽減税率対象のもの1,080,000円)
地代家賃	15,180,000円	内訳は次のとおりである(全て本社部門の費用)。 ・本社事務所の家賃 13,200,000円 ・従業員の借上社宅の家賃 1,980,000円(支払家賃3,960,000円から従業員負担の1,980,000円を控除した金額)
貸倒損失	4,400,000円	国内の得意先V社に対する売掛金について、V社の資産の状況、支払能力等からみて、全額が回収不能であることが明らかとなったため、貸倒損失として処理したものである。
その他	180,000,000円	左記の金額のうち、課税仕入れは99,000,000円であり、その内訳は次のとおりである。 ・本社部門 33,000,000円(従業員の借上社宅について不動産会社へ支払った更新事務手数料660,000円が含まれている) ・営業部門 66,000,000円

令和6年論式租税法

4. 営業外損益に関する事項

当課税期間の営業外損益は次のとおりである。

項 目	金 額	補 足 情 報
受取利息	242,000 円	全て国内金融機関の預金利息である。
受取配当金	660,000 円	内訳は次のとおりである。 ・内国法人の株式に係る配当金 110,000 円 ・外国法人の株式に係る配当金 550,000 円
貸倒損失	2,200,000 円	国内の取引先 W 社に対する貸付金について、W 社の資産の状況、支払能力等からみて、全額が回収不能であることが明らかとなったため、貸倒損失として処理したものである。
雑収入	4,620,000 円	内訳は次のとおりである。 ・国からの補助金 4,400,000 円 ・自動販売機の手数料収入 220,000 円

5. 特別損益に関する事項

当課税期間の特別損益は次のとおりである。

項 目	金 額	補 足 情 報
子会社株式 売却益	4,400,000 円	令和5年11月30日に子会社株式をグループ内の他の会社に売却した。この株式の帳簿価額は8,800,000円、売却価額は13,200,000円である。
固定資産 売却益	209,000 円	令和6年2月20日に営業部門が使用していた車両(帳簿価額は121,000円)を下取り(下取金額330,000円)に出し、新たに営業部門の使用する車両を4,400,000円(その全額が課税仕入れである。)で購入し、事業の用に供した。

6. その他の事項

- (1) 令和5年12月1日に商品の保管のための設備について、リース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当)を締結し、同日借り受けた。リース料総額は16,500,000円である。
- (2) 令和6年4月1日に役員及び従業員社宅用のマンション1室(居住用賃貸建物に該当)を88,000,000円(内訳は、土地33,000,000円、建物55,000,000円)で取得した。
- (3) 車両の取得については、**[資料] 5. 固定資産売却益の補足情報を参照すること。**